

mb <5 mg s **川 口 和 雄**

津和会

津市観光協会の訴訟 事件について

問 津市観光協会は職員不当解 雇による裁判で完全敗訴し、解 決金225万円の支払命令を裁判 所から告知され解決金を納付して事件は解決されたが、理事件は解決されている理事した協議、承認等を得ず執行した行為は法令違反であり大きな問題である。解決金は市民の血税である市の補助金を流用しているのではないかと疑惑の噂もあるが、市の指導、監査は 答 津市観光協会の訴訟事件に ついては、独立した法人の事件 であるため、基本的には協会内 部の話であると考える。

しかし、津市観光協会に対しては津市の観光振興に関し補助金を交付していることから、今回の解決金は補助金から支出されていないことは確認しているものの、補助金の適正な執行に対する指導は行っていかなければならないと考えている。

また、観光振興を図る上で、 津市観光協会との連携、支援は 重要であると考えており、事業 の方向性や手法等について協議 を行っていきたい。

補助金交付団体に対する監査については、平成25年度の補助金に関わる件であることから、平成25年度決算審査において審査を行っていく。

●その他の質疑・質問●

- ○建設業者の入札に係る資格要 件審査について
- ・経営能力及び信用性の状況並 びに不誠実な行為の有無等の調 査は厳格に行われているのか





▲補助金交付団体の津市観光協 会の適正な運営を求める

個人質問



杉谷育生

津和会

農林事業の地元負担率 について

問 農林事業において、地元負担率が事業費全体に対する負担率であるために、国・県の補助事業であっても地元の負担額は変わらず、補助金が地元に還元されることなく、市の負担だけが軽減されている事業がある。

県補助が4割の事業であれば、 残事業費の6割に対しての2割 を地元負担にするなど、負担を 軽減すべきではないか。 答 農道や農業用水路など、農林業関係施設の整備や改修等においては、一般的に受益を受ける方が特定されることから、津市農林事業分担金等徴収条例及び同施行規則に基づいて、一定率を地元に負担いただいており、国・県の補助事業の場合も、この制度に基づき、地元負担を計算している。

多くの事業要望がある中、これらに対応していくために補助金を活用しているもので、制度に基づき、一定の負担をいただきながら事業を推進していきたい。



●その他の質疑・質問●

- ○給食費の統一と地元小売業者 の保護について
- ○臨時職員の時間単価について 景気回復に伴う見直しを
- ○道路新設改良事業は地権者が 新規道路の採択を承諾している 路線から整備すべきではないか ○インフラ予算について「予算 がない」「他の地域とのバラン スに欠ける」などといまだに言 っていないか など



▲土砂が堆積し、補助事業によ る改修を待つ排水路